

第152回 定時株主総会 招集ご通知

平成29年4月1日～平成30年3月31日

日時

平成30年 **6月22日** (金曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

場所

大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪北館タワーC
インターコンチネンタルホテル大阪
2階「HINOKI」

※開催場所が昨年とは異なります。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違のないようご注意ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件	
(添付書類)	
事業報告	20
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50

株式会社ダイセル

証券コード：4202



株 主 各 位

大阪市北区大深町3番1号

株式会社 ダイセル

代表取締役社長 札 場 操

第152回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第152回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日午後5時までに到着するようご返送くださるか、議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪北館タワーC
インターコンチネンタルホテル大阪2階「H I N O K I」

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第152期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

4. 招集通知にあたっての決定事項

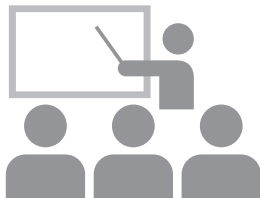
3頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は節電のため、会場の冷房を控え目にさせていただきますので、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daicel.com>) に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.daicel.com>) に、修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト | <https://www.web54.net>
アドレス

▶ インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使

1 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2 パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ②パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 電話 **0120-652-031 (フリーダイヤル)**
専用ダイヤル (受付時間 9:00~21:00)

- ②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター 電話 **0120-782-031 (フリーダイヤル)**
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実とを総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。また、自己株式の取得につきましても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様への利益向上に努めたいと存じます。

なお、平成29年度から3年間の中期計画「3D-Ⅲ」におきましては、配当性向30%を目標とし、自己株式の取得につきましても機動的に実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき16円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円

総額5,419,251,264円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の1株当たり年間配当は、2円増配の32円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況					
1	ふだば 札場	みさお 操	代表取締役社長、社長執行役員、 役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員長	再任			
2	ふくだ 福田	ま 真	すみ 澄	代表取締役、専務執行役員、 役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員、 事業支援センター長、企業倫理室担当	再任		
3	おがわ 小河	よし 義	み 美	取締役、専務執行役員、経営諮問委員会委員、 品質監査室担当、レスポンスブル・ケア室担当、 有機合成カンパニー担当、 特機・MSDカンパニー担当	再任		
4	にし 西	むら 村	ひさ 久	お 雄	取締役、常務執行役員、経営諮問委員会委員、 研究開発本部長、新事業開発室担当、 知的財産センター担当	再任	
5	こん 近	どう 藤	ただ 忠	お 夫	取締役、役員人事・報酬委員会委員 株式会社日本触媒相談役 OKK株式会社社外取締役	再任	社外 独立
6	のぎもり 野木森	まさ 雅	ふみ 郁	取締役、役員人事・報酬委員会委員 三井不動産株式会社社外取締役 株式会社リニカル社外取締役	再任	社外 独立	
7	おか 岡	もと 本	くに 圀	え 衛	監査役 日本生命保険相互会社取締役相談役 東京急行電鉄株式会社社外監査役 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役	新任	社外 独立
8	きた 北	やま 山	てい 禎	すけ 介	株式会社三井住友銀行特別顧問 トヨタ自動車株式会社社外監査役 株式会社東京放送ホールディングス社外監査役	新任	社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p>ふく だ ま すみ 福 田 眞 澄 (昭和27年1月12日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 当社セルロースカンパニー副カンパニー長 平成16年4月 当社有機機能品カンパニー長 平成16年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社常務執行役員 当社総合企画室長 平成20年6月 当社セルロースカンパニー長 平成22年6月 当社有機合成カンパニー長 平成24年6月 当社代表取締役 当社専務執行役員 当社事業支援センター長 当社企業倫理室担当 当社業務革新室担当 平成28年6月 当社総合企画室担当</p> <p>(地位および担当) 代表取締役、専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員、事業支援センター長、企業倫理室担当</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の経営企画、財務経理、コンプライアンスなどの管理部門の責任者を務めるなど、経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営の強化に適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。</p>	65,386株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">おがわ よし み 小 河 義 美 (昭和35年1月8日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成12年6月 当社生産技術本部生産革新センター所長 平成14年4月 当社業務革新室長 平成18年6月 当社執行役員 当社特機・MSDカンパニー副カンパニー長 当社特機・MSDカンパニー播磨工場長 平成21年6月 当社生産技術室長 当社レスポンシブル・ケア室担当 当社エンジニアリングセンター担当 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社生産技術本部長 平成27年4月 当社品質監査室担当 平成28年6月 当社有機合成カンパニー担当 当社特機・MSDカンパニー担当 平成29年6月 当社専務執行役員</p> <p>(地位および担当) 取締役、専務執行役員、経営諮問委員会委員、品質監査室担当、レスポンシブル・ケア室担当、有機合成カンパニー担当、特機・MSDカンパニー担当</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の生産技術・製造分野の責任者を務めるなど、当社グループの生産・品質保証分野を力強く牽引してきた実績と、安全とモノづくりへの改革に係わる豊富な経験・実績・見識を踏まえ適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。</p>	36,964株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	にし むら ひさ お 西 村 久 雄 (昭和29年12月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和60年 8月 当社入社 平成14年 4月 当社総合研究所長 平成17年 7月 当社C P Iカンパニー長 平成22年 6月 当社執行役員 平成24年 6月 当社研究統括部長 当社新事業企画開発室担当 当社知的財産センター担当 平成25年 6月 当社常務執行役員 平成26年 4月 当社研究開発本部長 平成26年 6月 当社取締役 平成28年 6月 当社新事業企画室担当 平成29年 4月 当社新事業開発室担当 (地位および担当) 取締役、常務執行役員、経営諮問委員会委員、研究開発本部長、新事業開発室担当、知的財産センター担当 【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の基盤技術および商品開発を含む様々な分野の研究開発部門の責任者を務めるなど、当社グループの新製品の企画開発についての豊富な経験・実績・見識を踏まえ適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	22,118株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">こん どう ただ お 近 藤 忠 夫 (昭和19年4月12日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>平成16年6月 株式会社日本触媒代表取締役副社長 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成23年4月 同社代表取締役会長 平成23年6月 同社取締役会長 平成24年6月 同社相談役 平成25年6月 当社取締役</p> <p style="text-align: center;">(地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社日本触媒相談役 O K K株式会社社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	7,437株
6	<p style="text-align: center;">の ぎ もり まさ ふみ 野 木 森 雅 郁 (昭和22年12月21日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>平成17年4月 アステラス製薬株式会社代表取締役副社長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成23年6月 同社代表取締役会長 平成28年6月 同社代表取締役会長退任 平成29年6月 当社取締役</p> <p style="text-align: center;">(地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 三井不動産株式会社社外取締役 株式会社リニカル社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	534株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<p>おか もと くに え 衛 岡 本 園 (昭和19年9月11日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>平成17年4月 日本生命保険相互会社代表取締役社長 平成22年6月 当社監査役 平成23年4月 日本生命保険相互会社代表取締役会長 平成30年4月 同社取締役相談役</p> <p>(地位) 監査役 (重要な兼職の状況) 日本生命保険相互会社取締役相談役 東京急行電鉄株式会社社外監査役 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、現任の社外監査役であります。金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>	0株
8	<p>きた やま てい すけ 北 山 禎 介 (昭和21年10月26日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>平成17年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 (代表取締役) 株式会社三井住友銀行取締役会長 平成29年4月 同行取締役 平成29年6月 同行特別顧問</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社三井住友銀行特別顧問 トヨタ自動車株式会社社外監査役 株式会社東京放送ホールディングス社外監査役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 近藤忠夫氏、野木森雅郁氏、岡本園衛氏および北山禎介氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者に関する記載事項は以下のとおりであります。
 ① 社外取締役候補者 近藤忠夫氏
 イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
 ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
 ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知44ページをご参照ください。

- . 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。
その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- ② 社外取締役候補者 野木森雅郁氏
- イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
- ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知44ページをご参照ください。
- . 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。
その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- ③ 社外取締役候補者 岡本罔衛氏
- イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
- ・同氏が社外取締役として在任している近鉄グループホールディングス株式会社は、同社が運営し、同子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等およびホテル施設のメニュー等において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する表示があったため、平成25年12月19日に消費者庁長官から措置命令を受けました。同氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の発生後は、再発防止のための提言を行うなど同社社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
 - ・同氏は、平成30年7月開催予定の日本生命保険相互会社定時総代会終結の時をもって同社取締役を退任し、同定時総代会開催日付で同社相談役に就任する予定であります。
 - ・同氏は、現に当社の社外監査役であり、本総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。なお、同氏の当社での社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 - ・当社は、社外監査役の地位にある同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の社外取締役への選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知44ページをご参照ください。

- . 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、社外監査役の地位にある同氏との間で責任限定契約を締結しております。
その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 同氏の社外取締役への就任をご承認いただいた場合、当社は社外取締役の地位にある同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- ④ 社外取締役候補者 北山禎介氏
- イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知44ページをご参照ください。
 - ・同氏は、平成30年6月開催予定のトヨタ自動車株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社社外監査役を退任する予定であります。
- . 社外取締役候補者との責任限定契約について
同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	みず お じゅん いち 水 尾 順 一 (昭和22年8月12日生)	昭和45年4月 株式会社資生堂入社 平成12年4月 駿河台大学経済学部（現：経済経営学部） 教授 平成13年4月 駿河台大学大学院経済学研究科（現：総合 政策研究科）教授 平成18年4月 駿河台大学経済研究所長 平成27年5月 株式会社アデランス社外取締役 平成30年4月 MIZUOコンプライアンス&ガバナンス 研究所代表 (重要な兼職の状況) MIZUOコンプライアンス&ガバナンス 研究所代表 日本経営倫理学会副会長・理事	0株
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 新任 社外 独立 </div>	<p>【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、事業会社での勤務経験があり、CSR、コーポレート・ガバナンスおよび経営倫理等に係わる様々な研究を行う学識経験者として高度な専門的知識、幅広い見識を有しておられ、また社外役員として企業に携わられた経験等から、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 市田龍氏および水尾順一氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者に関する記載事項は以下のとおりであります。
- ① 社外監査役候補者 市田龍氏
- イ. 社外監査役候補者について特記すべき事項について
- ・同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知44ページをご参照ください。
- ロ. 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- ② 社外監査役候補者 水尾順一氏
- イ. 社外監査役候補者について特記すべき事項について
- 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知44ページをご参照ください。

- ロ. 社外監査役候補者との責任限定契約について
同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において「年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）」とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、業績向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と業績との連動性をさらに高めることとし、対象取締役に對し、当社が定める業績指標の達成度等に応じて賞与を支給することといたしたいと存じます。これに加え、経済情勢の変化を背景に経営環境が変化し、取締役の責務が増大してきたこと、またコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るべく社外取締役の役割が重要視されてきたことおよび諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額について「年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）」に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役4名）となります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額については、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において「年額100百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、この間、経済情勢および経営環境が変化したことに伴い、監査役の責務が増大したことおよび諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額について「年額120百万円以内」に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外監査役3名）となります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額については、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において「年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）」とご承認いただいております。また第4号議案が原案どおり承認可決されますと、「年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）」となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。なお、譲渡制限付株式の概要は、下記のとおりであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「年額100百万円以内」といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、社外取締役が過半数を占め、委員長を社外取締役が務める役員人事・報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案が原案通り承認可決されますと、現在と同様に、取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

記

対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の内容

1. 譲渡制限付株式の付与

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定される金額とします。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して譲渡制限付株式として割り当てる普通株式の各事業年度における上限を、総数125千株とします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結します。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、役員待遇理事、相談役、顧問または参与その他これらに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な事由がある場合を除き、当社は、割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して上記（2）に定める地位にあったことを条件として、割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記に従い譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない割当株式、その他一定の事由が生じた場合の当該事由にかかる割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案の内容については、役員人事・報酬委員会から、適切である旨の答申を受けております。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員および役員待遇理事に対しても、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上

添付書類

第 152 期 事 業 報 告

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の概況

当連結会計年度の世界経済は、米国、欧州で景気の回復が続くとともに、中国でも景気の持ち直しの動きがみられました。日本経済においても、景気の緩やかな回復基調が続きました。

このような環境の中、当社グループは、販売数量を伸ばすとともに継続的なコストダウンを行うなど業績の向上に懸命に取り組んでまいりましたが、原燃料調達価格の上昇に加え、一部主要製品の市況軟化や大竹工場で発生した火災事故の影響を受け、当連結会計年度の業績は前年度と比較し増収減益となりました。

当連結会計年度の売上高は4,629億56百万円（前年度比5.2%増）、営業利益は589億32百万円（同8.4%減）、経常利益は610億93百万円（同7.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は370億62百万円（同14.2%減）となりました。

② セグメント別の概況

次に、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

セルロース事業部門

酢酸セルロースは、液晶表示向けフィルム用途の販売数量が減少したものの、その他用途の販売数量が増加したことなどにより、売上高は横這いとなりました。

たばこフィルター用トウは、世界的に需給が緩んでいる中、主要顧客との関係強化や新規顧客開拓による販売数量の増加、為替の影響があったものの、市況軟化の影響を受け、売上高は微減となりました。

当部門の売上高は、890億71百万円（前年度比0.5%減）、営業利益は、原燃料価格の上昇や市況軟化の影響などにより、193億54百万円（同15.9%減）となりました。

有機合成事業部門

主力製品の酢酸は、網干工場で2年に1度の定期修繕を実施したことにより販売数量が減少したものの、市況の上昇などにより、売上高は増加いたしました。

合成品は、販売数量の増加や原燃料価格の上昇に伴う販売価格の改定などにより、売上高は増加いたしました。

機能品は、平成29年7月18日に大竹工場で発生した火災事故の影響で過酢酸誘導体の販売数量が減少したものの、その他製品の電子材料分野への販売数量が増加したことや、コスメ・ヘルスケア分野の需要が堅調に推移したことなどにより、売上高は横這いとなりました。

光学異性体分離カラムなどのキラル分離事業は、カラムや充填剤の販売が増加したことや、インドでの新規事業が伸びたことなどにより、売上高は増加いたしました。

当部門の売上高は、820億43百万円（前年度比7.7%増）、営業利益は、原燃料調達価格の上昇や、研究開発費、減価償却費の増加、火災事故の影響などにより、79億18百万円（同31.4%減）となりました。

合成樹脂事業部門

ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、液晶ポリマーなどのエンジニアリングプラスチック事業は、自動車部品およびスマートフォンの需要増加、ならびに新規採用が進んだことによる販売数量の増加や原燃料価格上昇に伴う販売価格の改定、為替の影響などにより、売上高は増加いたしました。

ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂を中心とした樹脂コンパウンド事業は、海外を中心に販売数量が減少したものの、原燃料価格上昇に伴う販売価格の改定や為替の影響などにより、売上高は増加いたしました。

シート、成形容器、フィルムなどの樹脂加工事業は、シートの販売が減少し、売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、1,682億60百万円（前年度比7.2%増）、営業利益は、原燃料調達価格上昇の影響があったものの、販売数量の増加などにより、232億53百万円（同7.9%増）となりました。

火工品事業部門

自動車エアバッグ用インフレーター（ガス発生器）などの自動車安全部品事業は、インフレータの販売数量増加や為替の影響などにより、売上高は増加いたしました。

防衛関連製品などの特機事業は、一部製品の防衛省による調達数量減少により、売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、1,171億86百万円（前年度比5.4%増）、営業利益は、販売数量の増加などにより、221億73百万円（同4.2%増）となりました。

その他部門

水処理用分離膜モジュールなどのメンブレン事業の売上高は横這いとなりました。

運輸倉庫業など、その他の事業の売上高は増加いたしました。

当部門の売上高は、63億94百万円（前年度比2.4%増）、営業利益は、7億53百万円（同1.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、308億19百万円（工事ベース）でありましたが、その主な内容は、次のとおりであります。

① 当期中に完成した主要設備

総合研究所・姫路技術本社の再配置（イノベーション・パークへの集約）、自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを実施いたしました。

② 当期継続中の主要設備

自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを進めております。

③ その他各事業場の安全向上対策ならびに現業各設備の効率化のための投資を実施し、また推進中であり ます。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成29年9月に第11回、第12回、第13回無担保社債各100億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、先進国の企業収益の増加、雇用・所得環境の改善や新興国の経済減速懸念の後退を背景に、緩やかな回復が続くものと見込まれます。一方、通商政策の保護主義化や地政学的リスクなど、経済見通しに対する懸念は依然として存在しており、不確実性をはらんだ環境が続くものと予想されます。

このような情勢下、当社グループは、メーカーとしての基本である安全操業および製品安全・品質確保を変わらぬ最重要課題としつつ、長期ビジョン『Grand Vision 2020』の実現に向け、平成29年度から31年度までの3年間の計画期間とする中期計画「3D-Ⅲ」を遂行しております。

本中期計画では、「3D-I」、「3D-II」で進めてきた『ベストソリューション』実現企業に向けた取り組みをさらに発展させ、M&Aも含めた積極的な投資などにより既存事業の成長および新規事業ユニットの創出を加速させます。新規事業ユニットについては、グループ外の顧客、大学等のアイデアを広く取り入れるオープンイノベーションの活用などにより、次の成長の柱となる事業の構築を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 利益配分に関する基本方針

当社は、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実とを総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。また、自己株式の取得につきましても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

なお、平成29年度から3年間の中期計画「3D-Ⅲ」におきましては、配当性向30%を目標とし、自己株式の取得につきましても機動的に実施してまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第149期 (平成26年度)	第150期 (平成27年度)	第151期 (平成28年度)	第152期 (平成29年度) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	443,775	449,878	440,061	462,956
営業利益 (百万円)	51,303	64,349	64,306	58,932
経常利益 (百万円)	55,063	65,404	66,215	61,093
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	31,252	40,313	43,198	37,062
1株当たり当期純利益	88円95銭	115円02銭	124円61銭	107円81銭
総資産 (百万円)	565,332	560,190	599,708	644,078
純資産 (百万円)	356,177	368,720	399,429	413,541
1株当たり純資産額	922円71銭	966円36銭	1,067円63銭	1,136円32銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループが製造および販売する主要製品等は次のとおりであります。

セグメント	主要製品名
セルロース事業	酢酸セルロース、たばこフィルター用トウ 他
有機合成事業	酢酸および酢酸誘導体、カプロラクトン誘導体、エポキシ化合物、光学異性体分離カラム 他
合成樹脂事業	ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂、各種合成樹脂成形加工品 他
火工品事業	自動車エアバッグ用インフレーター、航空機搭乗員緊急脱出装置、発射薬 他
その他	水処理用分離膜モジュール、運輸倉庫業 他

(8) 主要な営業所および工場

当 社	大阪本社（大阪市北区）、東京本社（東京都港区）、イノベーション・パーク（兵庫県姫路市）、神崎工場（兵庫県尼崎市）、姫路製造所網干工場（兵庫県姫路市）、姫路製造所広畑工場（兵庫県姫路市）、播磨工場（兵庫県たつの市）、新井工場（新潟県妙高市）、大竹工場（広島県大竹市）
協 同 酢 酸 株 式 会 社	本社（東京都港区）、工場（兵庫県姫路市）
ポ リ プ ラ ス チ ッ ク ス 株 式 会 社	本社（東京都港区）、富士工場（静岡県富士市）
ダ イ セ ル ポ リ マ ー 株 式 会 社	本社（東京都港区）、広畑工場（兵庫県姫路市）
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	本社・工場（兵庫県たつの市）
Daicel Safety Systems America, LLC	本社・工場（米国ケンタッキー州）
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	本社・工場（タイ国プラチンプリ県）
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	本社・工場（中国江蘇省丹陽市）
Special Devices, Inc.	本社（米国カリフォルニア州）、工場（米国アリゾナ州）
ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	本社（大阪市北区）
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	本社（中国上海市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減（減少は△）
名 12,309	名 753

（注）従業員数は就業人員数であり、グループ外からの受入・出向者を含み、グループ外への出向者、使用人兼務役員および嘱託を含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(有機合成事業)	百万円	%	
協 同 酢 酸 株 式 会 社	3,000	87	酢酸の製造・販売
(合成樹脂事業)			
ポ リ プ ラ ス チ ッ ク ス 株 式 会 社	3,000	55	ポリアセタール樹脂他の製造・販売
ダ イ セ ル ポ リ マ ー 株 式 会 社	100	100	A B S 樹脂、エンプラアロイ樹脂他の製造・販売
(火工品事業)			
ダ イ セ ル ・ セ イ フ テ ィ ・ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	80	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems America, LLC	百万US\$ 45	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	百万バーツ 270	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	百万元 256	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
S p e c i a l D e v i c e s , I n c .	千US\$ 6	100	インフレーター用イニシエータの製造・販売
(そ の 他)			
ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	百万円 267	100	運輸倉庫業
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	百万元 386	100	中国における関係会社の統括、研究開発

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行 ^{(注) 1.}	13,915
株式会社三菱東京UFJ銀行 ^{(注) 1. 2.}	8,260
株式会社国際協力銀行	6,800
株式会社日本政策投資銀行	5,000
日本生命保険相互会社	2,375
農林中央金庫	1,437
株式会社みずほ銀行	750
三井生命保険株式会社	625
三井住友信託銀行株式会社	562

百万円

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。
 2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付けで、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,450,000,000株
(2) 発行済株式の総数 349,942,682株
(うち自己株式11,239,478株)
(3) 株主数 18,375名
(4) 大株主（上位10位）の状況

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,612	6.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,747	5.23
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,402	5.13
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	15,000	4.42
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	7,779	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口9）	7,692	2.27
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,096	2.09
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,503	1.91
富 士 フ ィ ル ム ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	5,769	1.70
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,446	1.60

- (注) 1. 出資比率は、自己株式を控除して算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付けで、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	札 場 操	社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員長
代表取締役	福 田 眞 澄	専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員、事業支援センター長、企業倫理室担当
取 締 役	小 河 義 美	専務執行役員、経営諮問委員会委員、品質監査室担当、レスポンシブル・ケア室担当、有機合成カンパニー担当、特機・MSDカンパニー担当
取 締 役	西 村 久 雄	常務執行役員、経営諮問委員会委員、研究開発本部長、新事業開発室担当、知的財産センター担当
取 締 役	岡 田 明 重	役員人事・報酬委員会委員長 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社よみうりランド社外監査役
取 締 役	近 藤 忠 夫	役員人事・報酬委員会委員 株式会社日本触媒相談役 OKK株式会社社外取締役
取 締 役	下 崎 千代子	役員人事・報酬委員会委員 大阪市立大学大学院経営学研究科教授
取 締 役	野木森 雅 郁	役員人事・報酬委員会委員 三井不動産株式会社社外取締役 株式会社リニカル社外取締役
常 勤 監 査 役	井 口 友 二	
常 勤 監 査 役	栴 田 宏 安	
監 査 役	岡 本 罔 衛	日本生命保険相互会社代表取締役会長 東京急行電鉄株式会社社外監査役 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	高 野 利 雄	高野法律事務所弁護士 長瀬産業株式会社社外監査役 株式会社カクコム社外監査役 株式会社ファンケル社外監査役
監 査 役	市 田 龍	市田龍公認会計士事務所公認会計士、税理士 株式会社タナベ経営社外取締役 京福電気鉄道株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち岡田明重氏、近藤忠夫氏、下崎千代子氏および野木森雅郁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち岡本罔衛氏、高野利雄氏および市田龍氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成29年6月23日開催の第151回定時株主総会において、野木森雅郁氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

- (2) 平成29年6月23日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって、取締役後藤昇氏は任期満了により退任いたしました。
- (3) 監査役岡本園衛氏は、平成29年6月29日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額 (年額)		
		月額報酬分	賞 与 分	計
取締役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	228百万円 (38百万円)	43百万円 (-百万円)	272百万円 (38百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	77百万円 (30百万円)	10百万円 (-百万円)	88百万円 (30百万円)
計	13名	306百万円	53百万円	360百万円

- (注) 1. 取締役の支給額は、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の支給額は、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当該方針につきましては、本事業報告末尾 別紙1「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 岡田明重氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社三井住友銀行 名誉顧問

株式会社よみうりランド 社外監査役

株式会社三井住友銀行は、当社の主要借入先であり、当社の大株主であります。

株式会社よみうりランドと当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に財務および会計や社債発行等の方針、内部通報制度の運用状況、発生したリスクへの対応などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

② 取締役 近藤忠夫氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社日本触媒 相談役

OKK株式会社 社外取締役

株式会社日本触媒と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、OKK株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主にM&Aの方針や他社との協業に関する経営戦略、発生したリスクへの対応などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

③ 取締役 下崎千代子氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

大阪市立大学大学院経営学科研究科教授

大阪市立大学と当社との間には重要な取引等の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回（86％）に出席し、ダイバーシティ・マネジメントなど経営に関わる様々な研究を行う学識経験者としての見識・経験等に基づき、主に新規事業の進捗状況および内部通報の運用状況などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

④ 取締役 野木森雅郁氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

三井不動産株式会社 社外取締役

株式会社リニカル 社外取締役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役就任以降に開催した12回の取締役会のすべてに出席し、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主にM&Aや資本構成等の方針、設備投資や新規事業に関する経営戦略、発生したリスクへの対応などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

⑤ 監査役 岡本罔衛氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日本生命保険相互会社 代表取締役会長

東京急行電鉄株式会社 社外監査役

近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役

日本生命保険相互会社は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。また、当社との保険契約があります。

その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に業績、社債発行および会計方針等に関する質問および妥当性に関する確認や、資本構成および発生したリスクへの対応などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

⑥ 監査役 高野利雄氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

高野法律事務所 弁護士

長瀬産業株式会社 社外監査役

株式会社カカクコム 社外監査役

株式会社ファンケル 社外監査役

長瀬産業株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識および企業法務にかかわって培われた経験等に基づき、主に弁護士としての専門的な観点から内部通報制度の運用状況等に関する質問および妥当性に関する確認や、新規事業の進捗状況および発生したリスクへの対応等についても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

⑦ 監査役 市田龍氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

市田龍公認会計士事務所 公認会計士、税理士

株式会社タナベ経営 社外取締役

京福電気鉄道株式会社 社外監査役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回(93%)、および14回の監査役会のうち13回(93%)に出席し、公認会計士および税理士としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に公認会計士および税理士としての専門的な観点から内部通報制度の運用状況等に関する質問および妥当性に関する確認や、設備投資の状況および発生したリスクへの対応などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

同氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	金 額
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127 百万円
② 上記①の合計額のうち、当社が支払うべき当事業年度に係る報酬等の額	86

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、無担保社債の発行に関する当該社債の引受事務幹事会社宛に提出するコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画および報酬見積りの算出根拠などが、当社の事業規模、事業内容に合った適切なものとなっているかどうか、会計監査人から説明を受け、また取締役および社内関係部門からの報告も踏まえて検討を行いました。その結果、全員一致で会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し同意いたしております。
4. 当社の重要な子会社のうちDaicel Safety Systems America, LLC、Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.、Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.、Special Devices, Inc.およびDaicel (China) Investment Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会が、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任について検討します。

当該検討の結果、会計監査人を解任することまたは不再任とすることが妥当であると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任に関する議案および新たな会計監査人の選任に関する議案を株主総会に付議するよう取締役会に対して請求します。

なお、会計監査人の再任の適否に関しては、会計監査人の職務遂行の状況等を勘案し、毎年検討を行うものとしします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況に関する事項

当社の内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 当社およびグループ企業（以下「ダイセルグループ」という）の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「ダイセルグループ行動方針」を定め、具体的な行動指針として「ダイセル行動規範」を定めるとともに、グループ企業における具体的な行動指針の策定を推進し、その運用状況について確認する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるコンプライアンスの実践等を推進する組織として、企業倫理室を設置する。
- ③ 企業倫理室は、企業倫理マネジメント規程に基づき、ダイセルグループの取締役および使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、毎年、各部門および各グループ企業の活動計画の作成、結果のフォローを行い、取締役会に報告する。
- ④ 企業倫理室は、定期的にグループ企業に対してヒアリングを実施し、グループ企業のコンプライアンスに関する状況の把握に努める。
- ⑤ ダイセルグループの取締役および使用人は、重大な法令違反等、コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、直ちに企業倫理室に報告を行い、その報告に基づき、企業倫理室担当役員が調査を行い、社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
- ⑥ 当社は、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、ダイセルグループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制の整備を図る。
- ⑧ ダイセルグループは、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務にかかわる下記の重要文書（電磁的記録を含む）を適切に管理し保存するとともに、閲覧可能な状態を維持する。
 - 1) 株主総会議事録
 - 2) 取締役会議事録
 - 3) 計算書類
 - 4) その他職務の執行にかかわる重要な書類
- ② 当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて情報を適切に管理する。
- ③ 当社は、文書管理に関する諸規程に基づき、(2)－①記載の文書、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類を適切に管理し保存する。

(3) ダイセルグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、ダイセルグループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク管理委員会を設置する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるリスク管理に関する諸規程の制定を推進する。
- ③ リスク管理委員会は、リスク管理に関する諸規程に基づき、毎年、ダイセルグループのリスク管理の実態についての調査および評価を実施し、経営会議等において報告するとともに、必要に応じて対策を協議する。また、その内容について取締役会に報告する。
- ④ 当社は、ダイセルグループにおける災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
- ⑤ ダイセルグループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進めるように努める。

(4) ダイセルグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定および監督機能と会社の業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を通じて企業経営のさらなる活性化を図るため、執行役員制を導入する。取締役会は、経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行および業務執行を監督する。
- ② 当社は、取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、複数の社外取締役を置く。このうち独立性の高い取締役については、いわゆる独立役員として明示する。
- ③ 取締役会は、取締役候補者の選任、代表取締役、会長および社長の選定ならびに業務執行を行う執行役員の選任および職務分掌等を決定するにあたり、社外取締役を委員長とする役員人事・報酬委員会の答申を受ける。
- ④ 取締役会は、業務執行を委嘱する執行役員の業務分掌の範囲を定め、取締役は、重要な各部門の業務分掌を定める業務分掌規程に基づき、効率的な業務の執行を監督する。
- ⑤ 当社は、ダイセルグループにおける機関等の権限および意思決定手続きの明確化を推進し、職務執行の効率化を図る。
- ⑥ 当社は、ダイセルグループの基本理念に基づきグループとして長期的に目指す姿を定め、これを実現するために課題および目標を設定した中期計画を策定のうえ、年度ごとの予算管理を通じて、経営の効率化を図るとともに、その着実な達成に努める。
- ⑦ 当社は、組織および職務分掌について適宜その妥当性を確認し、また、全社またはグループ横断的な課題に対してはプロジェクト編成等を行い、業務の執行が効率的に行われるように努める。
- ⑧ 当社は、代表取締役を含む業務執行を行う取締役および執行役員等ならびに主要なグループ企業の代表取締役が出席するグループ・カンパニー長会議を定期的に開催し、経営上の課題や重要な情報を共有する。

(5) ダイセルグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ全体の実態を把握し、内部統制に関する諸施策を審議する機関として内部統制審議会を設置し、グループ全体の内部統制の有効性の確保に努める。
- ② 当社は、グループ経営強化を図るため、グループ企業の重要な意思決定や経営状況の報告に関する手続きおよびグループ企業を管掌する部門を定めたグループ企業経営に関する諸規程を適切に運用する。また、

当該諸規程による連絡または報告等に基づき、ダイセルグループの状況やリスクの把握に努める。

- ③ ダイセルグループは、グループ共通の倫理行動基準として「ダイセルグループ行動方針」を定め、グループ内の倫理意識の高揚を図る。
- ④ ダイセルグループは、システム基盤の共通化を通じ、情報管理を徹底するとともに、内部統制の有効性の確保を図る。
- ⑤ 監査室は、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室ならびに監査役および会計監査人と連携し、監査を通じて、ダイセルグループの業務の適正の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役が監査役室員の増強を要請した場合、直ちに人選を行う。
- ② 当社は、監査役室員の任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受ける。
- ③ 当社は、監査役室員をして監査役の指揮命令に服させるものとする。

(7) ダイセルグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役および業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において随時業務執行の状況報告を行い、経営会議等の重要会議における業務執行状況の報告については、当該重要会議に出席する常勤監査役が監査役会に報告する。
- ② 代表取締役は、監査役と協議の上、監査役への報告事項を定める等、監査役への報告の体制の整備を図り、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査室との連携をとりながら、各部門、グループ各社の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。
- ④ 監査室、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室は、業務遂行の過程で取得したダイセルグループの状況について、監査役との定期的な会合等を通じて意見の交換や報告を実施する。
- ⑤ 当社は、グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業からの報告について、監査役が確認できる体制を整備する。
- ⑥ 当社は、監査役が職務遂行のために要する費用について監査役の確認のうえ予算を策定し、また、当該費用に関する監査役からの請求に基づき、内容を確認のうえ償還する体制を構築する。
- ⑦ 企業倫理室は、社内外に窓口を置く内部通報制度による内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ⑧ 当社は、監査役への報告に関し、その報告をしたことを理由として当該報告者に不利益が生じないことを確保する。

当社では、上述の内部統制システム構築の基本方針の各項目について、具体的な活動状況の調査および実効性評価を実施しております。この結果を踏まえ、内部統制審議会において当該基本方針の運用状況を確認した上、取締役会に報告を行っております。当該基本方針の運用状況の概要は以下のとおりであり、当事業年度の当該基本方針の運用状況が適切であることを確認しております。

(コンプライアンス)

- ・各部門および各グループ企業での企業倫理年度活動計画書の策定、計画の実施および結果に関する取締役会への報告
- ・役員および従業員に対する企業倫理研修の実施その他コンプライアンスに関する研修の実施
- ・ヘルプラインの運用による適切な内部通報制度の実施
- ・財務報告にかかる内部統制に関する評価と取締役会への報告

(リスク管理)

- ・活動報告等による各部門および各グループ企業のリスク管理状況の確認、これらの管理状況およびリスク管理活動全般に関する取締役会への報告
- ・総合防災対策訓練の実施
- ・事業継続計画の策定

(職務の執行の効率性)

- ・取締役会規程に基づく取締役会決議および取締役会への報告の実施
- ・役員人事および報酬に関する役員人事・報酬委員会への諮問および同委員会による答申の受領
- ・取締役会の実効性評価の実施
- ・稟議規程に基づく業務遂行にかかる効率的な各種決裁の実施

(当社グループにおける業務の適正性)

- ・内部統制システム構築の基本方針に関する当社グループの具体的な活動状況の調査および当該方針の運用状況の把握
- ・グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業の重要な意思決定への関与および経営状況報告による経営管理
- ・グループ企業における基幹系システムの整備
- ・各事業所における品質監査の実施

(監査役の監査体制および監査の実効性)

- ・監査役室員の独立性の確認
- ・代表取締役との会合の実施
- ・予算管理の実施および必要に応じた当社による経費の負担

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの存在理由である「企業目的」とグループ構成員が共有する価値観である「ダイセルスピリッツ」からなる「ダイセルグループ基本理念」を掲げております。

当社は、この基本理念のもと、企業価値を向上させる経営を行うためには、現有事業や将来事業化が期待される企画開発案件等に関する専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を維持、発展させていくことが不可欠であると考えます。

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主様共同の利益（株主共同の利益）に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、セルロース化学、有機合成化学、高分子化学、火薬工学をコア技術に、パルプなどの天然素材を原料とする酢酸セルロース、たばこフィルター用トウなどのセルロース誘導品、幅広い分野で原料として使用されている酢酸と酢酸誘導体を中心とする有機化学品、過酢酸誘導体などを電子材料分野やコーティング用途などに展開している有機機能品、安全な医薬品開発に貢献している光学異性体分離カラム、自動車部品や電子デバイス向けのポリアセタール樹脂などのエンジニアリングプラスチックや樹脂コンパウンド製品などの合成樹脂製品および自動車エアバッグ用インフレーターや航空機搭乗員緊急脱出装置、ロケットモーター推進薬等の防衛関連製品などの火工品等を製造・販売し、グループとして特徴ある事業展開を行っております。また、当社が構築した生産革新手法については、国内他企業への普及にも努め、わが国の装置型産業の競争力向上に貢献しております。

当社は、当社の企業価値が、セルロイド事業を原点に発展・拡大してきた特徴ある技術・製品・サービスがシナジーを発揮し、コア事業の拡大、事業基盤の強化、新技術の開発さらには新規事業の創出がなされること等によって生み出されているものと考えております。

当社は、平成22年4月、今後10年間で当社グループが目指す姿を示したダイセルグループ長期ビジョン『Grand Vision 2020』を策定いたしました。この『Grand Vision 2020』において、当社グループは、これまでに培ってきた「パートナーとの強固な信頼の絆」「ユニークで多彩な技術」「先進の生産方式」を発展・融合して世界に誇れる「モノづくりの仕組み」を構築し、社会や顧客のニーズを的確にとらえ、最良の解決策を創造・提供することで、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーにとって魅力のある、「世界に誇れる『ベストソリューション』実現企業になる」ことを目指しております。

この長期ビジョンを実現するためのマイルストーンとして、当社グループは、『Grand Vision 2020』期間中に3回の中期計画を策定・遂行してまいります。

当社は、これらの経営計画を達成していくことが、当社の企業価値の一層の向上に繋がるものと確信しております。

(3) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記(1)で述べましたように、当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきであると考えており、当社の企業価値および株主共同の利益に資する大規模買付行為を否定するものではありません。

一方、上記(2)の当社の企業価値の源泉や当社グループとしてシナジーを発揮することなどにより企業価値を向上させている当社の経営の特質を考慮すると、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模な株式買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

大規模買付者からの情報提供に関しては、金融商品取引法に一定の定めがありますが、公開買付制度の適用がない市場内での買付の場合や公開買付けが開始される前には、大規模買付者は事前の情報提供の必要がなく、公開買付けが開始された後であっても、株主の皆様が継続して保有するか否かを判断するための十分な情報が提供されない可能性も否定できません。また、情報が提供されても、それが公開買付け開始後である場合には、株主の皆様が検討する時間を十分に確保できないことが考えられます。これらのことから、わが国の法制度下にあっては、大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切に判断するための十分な情報や検討する時間を確保することは困難と言わざるを得ず、当社は、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断できないおそれがあると考えております。

これらを考慮し、大規模な株式買付行為に際しては、当社株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模な株式買付行為に関する情報が大規模な株式買付者から事前に提供されるべきであり、また、当社株主の皆様がその情報に基づき、当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを判断するための十分な検討時間が確保されることが不可欠である、という結論に至りました。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、一定の合理的なルールに従って大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為）が行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付者（大規模買付行為を行う者）からの事前の情報提供に関する一定のルール（大規模買付ルール）を設定することといたしました。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、① 大規模買付ルールが遵守されているか否か ② 対抗措置を発動するか否か ③ その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項 について判断し、取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者と条件改善について交渉し、取締役会として代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、原則として、対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗します。なお、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重します。独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動前または発動後に、書面投票または株主総会に準じて開催する総会（株主意思確認総会）の開催などにより株主意思の確認を行うことがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社は、原則として、対抗措置を発動するか否かについて、書面投票または株主意思確認総会の開催などにより株主意思を確認し、当社取締役会は、株主様の判断に従って、対抗措置を発動するか否かを決定します。ただし、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主への説得等を行うに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主様個々の判断に委ねるのが相当と判断する場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

この取組みに関する詳細については、平成29年5月10日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」を当社ホームページ（<https://www.daicel.com>）に掲載しております。

(4) 上記取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 上記(2)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、上記(2)の取組みが、専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの信頼関係に基づくものであり、当社の企業価値の向上を目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、また当社株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

② 上記(3)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(3)の取組みは、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、ならびに株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的としております。

また、この取組みは、株主様の意思を重視した株主意思の確認の仕組みや、独立性の高い社外者によって構成され、取締役会に勧告を行う独立委員会を設置し、さらに大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、または遵守しなかった場合に、当社取締役会が対抗措置を発動する合理的な客観的要件を規定するなど、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

これらのことから、当社取締役会は、この取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、また当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

.....
(備考)

本事業報告に記載の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てております。

取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

1. 報酬等についての考え方

- (1) 取締役および監査役の報酬等は、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定します。
- (2) 取締役および監査役の報酬等は、月額報酬と賞与により構成することとし、会社業績との連動性を確保し、職責を反映した報酬体系とします。
- (3) 報酬等については、諮問機関である役員人事・報酬委員会および取締役会において意見交換を行う機会を設け、透明性・公平性を確保します。
- (4) 社外取締役および社外監査役に賞与の支給は行いません。

2. 月額報酬の算定方法

取締役および監査役の月額報酬は、原則として、取締役については職務および業務執行上の役位、監査役については常勤であるか否かを踏まえて決定される内規に従い、定額を支給しております。なお、月額報酬に関しては、業績、中長期計画の達成度および社会情勢等を反映させ、適宜、適正な水準に見直しを実施しております。

3. 賞与の算定方法

取締役および監査役の賞与は、単年度の業績、中長期経営計画の達成度および社会情勢等を勘案し、支給の都度、決定しております。

4. 役員・人事報酬委員会

取締役および監査役の報酬等の額の決定に際しては、社外取締役が委員長を務め、また社外取締役がその過半数を占める役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保しております。

ご参考 執行役員の報酬等について

執行役員の報酬等についても、取締役および監査役と同様、業績、中長期経営計画の達成度および社会情勢等を勘案し、役員人事・報酬委員会の答申を受け透明性、妥当性および客観性を担保したうえで、決定しております。

以 上

社外役員の独立性に関する基準

当社において、「社外取締役または社外監査役（以下あわせて「社外役員」という）が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

1. 当社および当社のグループ企業（以下「当社グループ」という）の業務執行者等（※1）ならびにその近親者等（※2）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者等
4. 当社の大株主（※5）またはその業務執行者等
5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織（※6）の理事その他の業務執行者等
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（※7）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間において所属していた者をいう）

※1：「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人等の業務を執行する者ならびに過去3年間において業務を執行していた者をいう。

※2：「近親者」等とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族をいう。

※3：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ）であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

※4：「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者
- ② 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう）であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者

※5：「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※6：「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかにおいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。

※7：「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、10百万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

以 上

連結貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	125,358	支払手形及び買掛金	56,213
受取手形及び売掛金	93,256	短期借入金	10,117
有価証券	3,929	1年内償還予定の社債	10,000
たな卸資産	109,295	1年内返済予定の長期借入金	3,733
繰延税金資産	5,353	未払法人税等	4,271
その他の流動資産	17,418	修繕引当金	37
貸倒引当金	△ 44	その他の流動負債	34,034
流動資産合計	354,567	流動負債合計	118,409
固定資産		固定負債	
有形固定資産		社債	50,000
建物及び構築物	58,320	長期借入金	25,884
機械装置及び運搬具	79,607	繰延税金負債	14,634
工具器具備品	5,305	退職給付に係る負債	12,279
土地	26,754	役員退職慰労引当金	39
建設仮勘定	14,053	修繕引当金	869
計	184,041	環境対策引当金	4,000
無形固定資産		資産除去負債	1,238
のれん	1,894	その他の固定負債	3,180
その他	6,694	固定負債合計	112,126
計	8,589	負債合計	230,536
投資その他の資産		(純資産の部)	
投資有価証券	76,390	株主資本	
繰延税金資産	1,102	資本金	36,275
退職給付に係る資産	5,321	資本剰余金	31,642
その他の流動資産	14,241	利益剰余金	292,104
貸倒引当金	△ 174	自己株式	△ 14,004
計	96,880	株主資本合計	346,017
固定資産合計	289,510	その他の包括利益累計額	
資産合計	644,078	その他有価証券評価差額金	33,410
		繰延ヘッジ損益	58
		為替換算調整勘定	4,805
		退職給付に係る調整累計額	583
		その他の包括利益累計額合計	38,858
		非支配株主持分	28,665
		純資産合計	413,541
		負債純資産合計	644,078

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		462,956
売 上 原 価		325,754
売 上 総 利 益		137,201
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		78,269
営 業 利 益		58,932
営 業 外 収 益		4,834
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,770	
そ の 他	3,063	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,203	2,672
そ の 他	1,468	
経 常 利 益		61,093
特 別 利 益		5,159
固 定 資 産 処 分 益	391	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,914	
受 取 保 険 金	854	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,260	7,023
ク レ ー ム 補 償 費 用	85	
災 害 に よ る 損 失	677	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	4,000	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		59,229
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,537	14,763
法 人 税 等 調 整 額	225	
当 期 純 利 益		44,466
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,404
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		37,062

貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	84,745	買掛金	38,740
有価証券	61,662	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	3,929	1年内返済予定の長期借入金	2,250
仕掛品	16,032	未払費用	15,788
材料及び貯蔵品	11,094	未払法人税等	4,702
前払費用	11,569	繰り引当金	1,052
前払税金	1,175	繰引当金	13,871
短期貸付	644	繰引当金	37
倒引当金	3,222	繰引当金	1,453
流動資産合計	24,606	流動負債合計	87,896
	10,788	固定負債	
	△ 9	社長期借入金	50,000
固定資産	229,463	繰延税金負債	9,281
有形固定資産		退職給付引当金	7,160
建物	26,042	繰延税金負債	8,122
構築物	9,038	繰延税金負債	637
機械装置	38,247	環境対策引当金	4,000
車両運搬具	89	繰延税金負債	634
工具器具備品	2,617	繰延税金負債	6,446
土建設仮勘定	20,131	固定負債合計	86,283
	3,317	負債合計	174,180
	99,484	純資産(の部)	
無形固定資産		株主資本	
技術使用権	162	資本金	36,275
ソフトウェア	256	資本剰余金	31,376
	2,239	その他の資本剰余金	0
	2,657	資本剰余金合計	31,376
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	69,930	利益剰余金	5,242
関係会社株	30,497	その他の利益剰余金	2,470
関係会社出資	5,805	配当準備積立	2,470
長期前払費用	13,755	投資買換積立	1,265
その他の引当金	561	特別利益剰余金	41,360
	7,559	繰越利益剰余金	147,266
	△ 2,239	利益剰余金合計	197,604
	125,869	株主資本	△ 14,004
固定資産合計	228,012	株主資本合計	251,251
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	32,042
		繰延ヘッジ損益	2
		評価・換算差額等合計	32,044
資産合計	457,476	純資産合計	283,295
		負債純資産合計	457,476

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		239,638
売 上 原 価		179,801
売 上 総 利 益		59,836
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		37,761
営 業 利 益		22,075
営 業 外 収 益		18,069
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 そ の 他	15,448 2,621	
営 業 外 費 用		2,470
支 払 利 息 そ の 他	611 1,858	
経 常 利 益		37,675
特 別 利 益		4,238
固 定 資 産 処 分 益	12	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,631	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	42	
事 業 譲 渡 益 受 取 保 険 金	398 154	
特 別 損 失		12,164
固 定 資 産 除 却 損	2,001	
災 害 に よ る 損 失	677	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	4,000	
移 転 価 格 税 制 調 整 金	5,485	
税 引 前 当 期 純 利 益		29,749
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	5,243 △ 2,573	2,670
当 期 純 利 益		27,079

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社ダイセル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社ダイセル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社ダイセル 監査役会

常勤監査役	<u>井 口 友 二</u>	㊟
常勤監査役	<u>榎 田 宏 安</u>	㊟
社外監査役	<u>岡 本 罔 衛</u>	㊟
社外監査役	<u>高 野 利 雄</u>	㊟
社外監査役	<u>市 田 龍</u>	㊟

以 上

